

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 10 月 13 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600618 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600242 号

第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正並びにB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（綱柄） : 女（妻）

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正 15 年生

住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正 12 年生

3 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 昭和 26 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 28 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 30 年 12 月 1 日から昭和 34 年 1 月 1 日まで

私の夫（訂正請求記録の対象者）が A 社に勤務していた請求期間①及び②、A 社又は B 社に勤務していた請求期間③の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間①及び②、請求期間③に当該事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出されたはがきの記載内容及び複数の従業員の回答・陳述により、期間は特定できないものの、訂正請求記録の対象者が、A 社の作業場に居住し、C 高等学校の建設工事に携わっていたと推認できることから、請求期間①当時同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、昭和39年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間①当時の事業主は、連絡先を確認することができないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、D社及びE社（商業登記簿謄本上、A社が分割した事業所であることが確認できる。）は、請求期間①当時の資料を保管しておらず、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない旨回答している。

さらに、請求者が記憶している訂正請求記録の対象者の同僚のうち連絡先の判明した複数の同僚、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、請求期間①に同社において被保険者であったことが確認できる従業員のうち連絡先の判明した複数の従業員、厚生年金保険の資格喪失年月日が訂正請求記録の対象者と同日の昭和26年5月1日になっている従業員のうち連絡先の判明した一人及び訂正請求記録の対象者と同様に厚生年金保険の被保険者期間に記録が抜けている従業員のうち連絡先の判明した複数の従業員に、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る勤務実態及び同社における厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答のあった全員が不明である旨回答している。

請求期間②について、A社は、昭和39年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間②当時の事業主は、連絡先を確認することができないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、D社及びE社は、請求期間②当時の資料を保管しておらず、訂正請求記録の対象者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない旨回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、請求期間②に同社において被保険者であったことが確認できる同僚及び従業員のうち連絡先の判明した複数の同僚及び従業員に、訂正請求記録の対象者の請求期間②に係る勤務実態及び同社における厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答のあった全員が不明である旨回答・陳述している。

請求期間③について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社において昭和33年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる従業員が、訂正請求記録の対象者は、自身が同社に入社した同年9月前に同社に勤務していた旨陳述していることから、期間は特定できないものの、訂正請求記録の対象者が請求期間③当時に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社に係る適用事業所名簿、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和31年7月15日であり、請求期間③のうち、昭和30年12月1日から昭和31年7月14日までの期間、同社は厚生年金保険の適用事業所でなかつたことが確認できる。

また、B社は、昭和62年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社が厚生年金保険の適用事業所となった当時の事業主は、連絡先を確認することができないことから、

訂正請求記録の対象者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、昭和 62 年 6 月に B 社を吸収合併した F 社は、請求期間③当時の資料を保管していないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない旨回答している。

加えて、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、請求期間③に同社において被保険者であったことが確認できる同僚及び従業員のうち連絡先の判明した同僚及び複数の従業員に、訂正請求記録の対象者の請求期間③に係る勤務実態及び同社における厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答のあった複数の従業員のうち、自身が同社に入社した昭和 33 年 9 月前に訂正請求記録の対象者が勤務していた旨陳述している上記従業員を除く全員が不明である旨回答・陳述している。

また、A 社は、昭和 39 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間③当時の事業主は、連絡先を確認することができないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、D 社及び E 社は、請求期間③当時の資料を保管しておらず、訂正請求記録の対象者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない旨回答している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、請求期間③に同社において被保険者であったことが確認できる同僚及び従業員のうち連絡先の判明した同僚及び複数の従業員に、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る勤務実態及び同社における厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答のあった全員が不明である旨回答・陳述している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。